

運 営 規 程

グループホームらくや
(認知症対応型共同生活介護)
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

この規程は、医療法人 博愛会が運用管理する指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活事業所「グループホーム らくや」の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 1 条 この規程は本事業所が、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、多様化するニーズに応えより質の高いサービス提供を実施して、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する為に設ける。

(運営の方針)

第 2 条 本事業所は、前条の目的達成のため、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努めるものとする。

2 本事業所は、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下での生活を確保するため、利用者の人格を尊重し、従業者との信頼関係を基調とする適切な処遇について、不断の努力を行う。又、自傷等他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 本事業所はは明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 3 条 当施設の名称所在地等はつぎのとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 施設名 | グループホームらくや |
| (2) 開設年月日 | 平成 15 年 10 月 1 日 |
| (3) 所在地 | 山口県宇部市浜町 2-1-3 |
| (4) 電話番号 | 0836-37-2512 (FAX 兼用) |
| (5) 管理者 | 小林 幸恵 |
| (6) 介護保険指定番号 | 認知症対応型共同生活介護 (3570201172号) |

(従業者の職種及び員数)

第 4 条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 管理者 | 1 名 |
| ② 計画作成担当者 | 1 名以上 |
| ③ 介護職員 | 12 名以上 (管理者、計画作成担当者を含む) |

(従業者の職務の内容)

第 5 条 従業者の職務は次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対する必要な指揮命令を行う。 |
| ② 計画作成担当者は、当該共同生活住居の他の介護職員と連携をして、適切なサービスが |

提供されるよう介護計画を作成し、また、必要に応じて計画の変更を行う。

- ③ 計画作成担当者のうち、1名以上は、介護支援専門員をもって充てることとし、他の計画作成担当者の業務を監督することとする。
- ④ 介護職員は、利用者に対し、必要な介護及び支援を行う。

(利用者の定員)

第 6 条 利用者の定員は、2ユニット18名とする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 7 条 施設は、施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(定員の遵守)

第 8 条 施設は、入所者の定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第 9 条 本事業所は、利用者の個別事情を考慮した上、その特性に応じ、次の各号によりサービスを提供する。

- ① 介護は、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、妥当適切に行う。
- ② 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するため、適切な技術をもって行う。
- ③ 介護は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動を支援する内容とする。
- ④ 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と共同で行うよう努めるものとする。
- ⑤ 利用者又はその家族が、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きを行うことが困難な場合は、その者の同意を得た上、当該手続きの代行を行う。

(介護計画の作成)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料その他の費用)

- 第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の告示上の額とする。
- 2 前項のほか次の利用料とする。但し、それらの利用料金額は（別紙 1）【利用金額】に拠るものとする。
- ① 食費、家賃、日常生活費（光熱水費、日用品費）
 - ② 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
 - ③ 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 3 前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（入居に当たっての留意事項）

- 第 12 条 利用者又はその家族は、本事業所の利用にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- ① 身上に関する重要事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出るものとする。
 - ② 外出及び外泊に当たっては、あらかじめ、その旨を届け出るものとする。
 - ③ 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ④ 自傷他害のおそれがないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、入居利用を解除・終了する場合があることとする。
- 3 入居利用の解除、終了に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関を協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な援助を行うよう努める。

（秘密保持）

- 第 13 条 本事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

- 第 14 条 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずることとする。

（損害賠償）

- 第 15 条 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

- 第 16 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 本事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3カ月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 本事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期するものとする。

- 2 前項の実施については、年2回以上の避難訓練を行うものとする。

(事業継続計画の策定等)

第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は定期的実施する業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束等)

第20条 本事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第21条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- (5) 虐待を発見した場合は速やかに宇部市健康福祉部地域福祉課へ通報する
■祝日を除く月曜日～金曜日(0836-34-8393/fax0836-22-6026)
■上記以外(土曜日・日曜日、祝日、夜間)(0836-31-4111/fax0836-22-6026)

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 本事業所は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次のとおり確保するものとする。

- ① 採用時研修 採用前又は採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- 2 事業所はこの事業を行うため、生活記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人博愛会とグループホームらくやの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 16 年 9 月 16 日から施行する。

平成 18 年	4 月	1 日	改訂。
平成 21 年	4 月	1 日	改訂。
平成 24 年	4 月	1 日	改訂。
平成 26 年	4 月	1 日	改訂。
平成 27 年	4 月	1 日	改訂。
平成 27 年	8 月	1 日	改訂。
平成 30 年	4 月	1 日	改訂。
令和 3 年	4 月	1 日	改訂。
令和 6 年	3 月 25 日		改訂。